

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。)及び福岡市会計規則(昭和39年福岡市規則第20号)に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地地区画整理事業(以下「事業」という。)の施行によって影響を受けた商店街等に対し、一定期間自立した運営基盤づくりのための取組等を支援することにより、もって持続可能な香椎地区の商業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号の事業協同組合、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱(平成29年)第3条第1項第3号の団体であつて、事業施行区域内にその主たる事務所または事業所を有する者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、上記目的に資する事業であつて、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、この要綱以外の本市の制度に基づく補助金等の交付を受けて実施する事業については補助対象事業としない。

- (1) 商店街等の運営基盤の強化を図るため新たに取り組む収益事業
- (2) ICTを活用し商店街等のPRや事務事業の効率化を図る事業
- (3) プロモーションやブランディングなど商店街等の認知度向上に資する事業
- (4) 事業収支の改善の図られた共同販促事業やイベントなど商店街等の競争力向上に資する事業
- (5) 商店街等の自立した運営基盤づくりに向けた企画等の検討に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 補助対象経費には、当該商店街等運営上の経常的な経費を含まないものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する商店街等とする。なお、3以上の商店街等が連携して実施する場合にあつては、当該連携する商店街等を代表する商店街等とする。

- (1)福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。)第2第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が代表者(法人であるときは、その役員)でないこと。
- (2)代表者(法人であるときは、その役員)が市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3)本市の市税にかかる徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は補助対象経費の4分の3以内とし、1年度に50万円を限度として予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、3以上の商店街等が連携して取り組む事業、または商店街等の連合組織が取り組む事業については、補助金の額は補助対象経費の4分の3以内とし、1年度に200万円を限度として予算の範囲内で市長が決定し交付する。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の額がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとするときは、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)商店街等の会員名簿
- (2)商店街等の定款、規約又はこれに類するもの
- (3)事業計画書
- (4)収支計画書
- (5)経費配分書
- (6)その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、第6条第1項に規定する補助金の交付要件について確認を行うため、申請者に対し代表者(法人であるときは、その役員)の個人情報(氏名、フリガナ、生年月日、性別)の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定通知)

第9条 市長は、規則第5条第1項に基づき、補助金の交付を決定したときは、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、すみやかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(補助対象期間)

第10条 補助の対象期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 補助金の交付の対象となる期間の始期は、市長が第8条第1項に定める香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付申請書(様式第1号)を受理した日に遡ることができることとする。ただし、

補助金の交付の対象となる事業を4月から実施する場合において、市長が4月末日までに香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付申請書(様式第1号)を受理した場合においては、補助金の交付の対象となる期間の始期は、毎年4月1日または補助金の交付の対象となる事業の開始日のいずれか遅い方の日に遡ることができることとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助対象事業の経費の配分又は執行計画の変更をしようとするとき
- (3) 補助対象事業を取り下げ、中止又は廃止しようとするとき

2 前項ただし書きの軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの。
- (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が補助対象経費の総額の20パーセント以内であるとき。

3 市長は、第1項の変更申請書が提出されたときは、第9条第1項の規定を準用し、補助金を変更すべきものと認めるときは、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金変更承認通知書(様式第5号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を完了したとき又は前条第1項第3号に係る承認を受けたときは、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写し
- (2) 補助対象事業の成果を証する書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、規則第15条に基づき交付すべき補助金の額を確定し、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金交付の時期)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、市長が、補助対象事業の終了前に交付することが適当であると認める場合には、補助金を一括又は分割して補助対象事業の終了前に交付することができるものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業の終了前に補助金の交付を受けようとするときは、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金事前交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額に満たないときには、補助事業者は市長が定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1)虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2)この要綱に違反したとき
- (3)その他市長が不適當であると認めるとき

(報告の徴収等)

第16条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。

助成対象経費

助成対象経費	経費支出基準
報償費 ※1	1. 招へいた外部有識者に支払う謝礼金 ※2 2. 賞品または記念品代 ※3
旅費 ※4	1. 事業の実施にあたり必要な外部有識者の招へいにかかる公共交通機関の乗車賃 2. 事業の実施にあたり必要な当該商店街等の構成員の旅行にかかる公共交通機関の乗車賃（以下「商店街等構成員旅費」という。 ※5
広告宣伝費	事業の実施にあたり必要な広告物（ポスター・チラシ・バナー等）の印刷・製作費及び新聞折込料
印刷消耗品費	事業の実施，評価又は報告にあたり必要な印刷消耗品費
光熱水費	事業の実施にあたり要した光熱水費の支払いに要する経費
借料及び損料	事業を実施するにあたり必要な機器・器具，会議室等のリース料又はレンタル料。 事業を実施するにあたり必要となる一時的な空店舗及び土地の賃借料として支払われる経費。ただし，敷金や保証料は対象としない。
雑役務費	(通信運搬費)郵便料，運搬料 (手数料)道路使用料，口座振込手数料，ごみ処理手数料等 (保険料)イベント保険料等 ※6 (役員費)事業の実施に必要な補助的業務を行う者にアルバイト代として支払われる経費，警備費 (工事費)イベント会場設営にあたり必要な工事費，共同販売所など店舗の内装・改装工事費等 ※ただし当該工事費は事業の遂行にあたり必要最低限のものとする
委託費	事業の運営又は，事業の分析・評価に関して，専門的知見を必要とする業務の遂行にかかる委託料として支払われる経費
備品費	什器等の備品の購入に要する経費 ただし，当該経費については原則としてリース又はレンタルで対応することとし，リース又はレンタルよりも購入する方が費用対効果等の観点から効果的であって，事業終了後も適切に管理できる場合に限り購入に要する経費を対象とする。
無体財産使用料	意匠権，商標権等，ライセンス等無体財産の購入・使用に要する経費

備考

1 報償費は，補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員，公務員及び商工会等(商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会及び商工連合会をいう。)の会員に支給した謝礼については補助対象経費としない。

2 イベント出演者(イベントにおける演奏者，司会者等)への謝礼金を補助対象経費に算入する場合については，10万円をイベント出演者謝礼金総額の上限とする。

3 賞品，記念品代を補助対象経費に算入する場合については，5万円を商品，記念品総額の上限とする。

4 旅費を補助対象経費に算入する場合については，補助対象経費の10分の1を乗じて得た額を旅費総額の上限とする。

5 商店街等構成員旅費を補助対象経費に算入する場合については，1回の旅行につき1名あたり2万円を上限とする。

6 アルバイト料を補助対象経費に算入する場合については，補助対象経費の10分の1を乗じて得た額をアルバイト料総額の上限とする。

※道路占用許可申請や臨時営業許可申請などにかかる本市手数料や本市使用料等に当たる経費は助成の対象としない。

※事業の実施にあたり，上記以外の経費で市長が必要と認める経費については助成対象とすることができる。

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付申請書

年度の当団体の事業について、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金の交付を受けた
いので、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金要綱第 8 条に基づき、下記のとおり関係書
類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 交付申請額	円
3 事業の内容	
(1) 事業計画書	
別紙 1 のとおり	
(2) 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(3) 事業に要する経費、対象経費及び交付申請額	
事業に要する経費	金 円
対象経費	金 円
交付申請額	金 円
(5) 収支計画書	
別紙 2 のとおり	
(6) 経費配分書	
別紙 3 のとおり	
4 添付資料	
(1) 申請団体の定款、規約又はこれに類するもの	
(2) 申請団体の会員名簿及び役員名簿	
(3) その他	

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（申請人が法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）に該当したときは、許可しないこと、又は許可を取り消すことについて同意します。

事業計画書

1 事業名	
2 事業実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
3 事業の内容 ※ 事業の具体的な内容を、新たなアイデアや事業の収益性など、工夫している点を含めて示してください。	【具体的な実施内容】※実施内容をできるだけ具体的に記載して下さい。
4 事業の背景・目的	(事業実施にあたっての背景・課題) (事業実施により目指す姿)
5 事業の効果検証 ※ 本事業の効果が検証できる方法を記載してください。	(事業の効果の検証が行える方法を記載)

事業計画書

事業名	
-----	--

6 事業スケジュール

実施時期	取組項目
前年度までの 取組み状況	
4月～6月	
7月～9月	
10月～12月	
1月～3月	
次年度以降の 取組み予定	

7 事業の継続性

<p>※本事業を機に今後どのように展開していくか記載してください。</p>	<p>(補助事業終了後の事業展開・自主財源の確保方法など)</p>
---------------------------------------	-----------------------------------

収 支 計 画 書

(収入)

区 分	予算金額 (円)	内訳・説明
市助成金期待額		
民間助成金等		
商店街通常会費からの繰入金		
商店街特別会費		
寄付金・協賛金等		
事業収入		
借入金		
その他の収入		
国・県・その他関係機関等の助成金		
合 計		

(支出)

項 目	予算金額 (円)	内訳・説明
助成対象経費		
助成対象外経費		
合 計		

注：収入の合計額＝支出の合計額となること。

経費配分書

対象経費の区分		計画額（円）	内訳・説明
	説明		
助 成 対 象 経 費	報償費		
	旅費		
	広告宣伝費		
	印刷消耗品費		
	光熱費		
	借料及び損料		
	雑役務費		
	委託費		
	備品費		
	無体財産使用料		
	小計		
	助成対象外経費		
合 計			

※ 助成対象経費に算入する限度額が設けられている経費については限度額を順守すること。

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印
()

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金については、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印
()

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金については、審査の結果交付しないこととなりましたので、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

【補助金不交付の理由】

様式第4号

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金変更申請書

年 月 日付 第 号の交付決定に係る事業については、下記の理由により事業内容を(変更・取り下げ)したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更補助金交付申請額 円
- 4 変更内容及び変更理由(取下理由)

様式第5号

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印
()

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金変更承認通知書

年 月 日付をもって（変更・取り下げ）申請のあった香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金については、下記のとおり変更を承認することとしたので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更後補助内示額 円
- 3 補助条件

交付決定の補助条件を遵守すること。

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

香椎地区商店街等運営基盤づくり等支援補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の交付決定により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の実施期間

3 補助事業の実施状況

ア 補助事業経費収支計算書

イ 補助事業の実績又は成果を証する書類等

4 補助金の交付決定額と清算額

補助金の交付決定額 円

(補助金の既交付額 円)

補助金の清算額 円

様式第7号

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印
()

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付確定通知書

年 月 日付をもって申請のあった香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額 円
- 3 補助条件
(1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 所在地
団体名
代表者名

香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金事前交付請求書

年 月 日付 第 号の交付決定に係る事業について、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、事前交付を請求します。

なお、香椎地区商店街運営基盤づくり等支援補助金交付要綱第13条の規定に基づく補助金確定額が、事前交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに返還することを約束いたします。

記

- 1 補助事業名
- 2 既交付決定額 円
- 3 事前交付請求額 円
- 4 交付決定額のうち未請求額 円

※ 資金計画書(別紙1)を添付すること。

- 5 事前交付請求の理由

- 6 事前交付支払希望日 年 月 日頃

